

民間提案制度（実証実験型）実施事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の行政課題、地域課題等の解決を図るため、民間事業者又は民間団体（以下「民間事業者等」という。）が新たに実施するサービス提供や製品開発（以下「プロジェクト」という。）の実証実験を通じて泉南市の住民サービスの向上や活性化等に寄与することを目的に、本市の地域活性化や課題解決を主たるテーマとして民間事業者等が行うプロジェクトに対し、民間提案制度（実証実験型）実施事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付については、この要綱の定めるもののほか、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程（昭和48年12月17日規程第2号）（以下、「規程」という。）の定めるところによる。

（趣旨）

第2条 本要綱は、本市が抱える行政課題及び地域課題の解決を図ることを目的として、民間事業者又は民間団体（以下「民間事業者等」という。）が新たに実施するサービスの提供又は製品の開発（以下「プロジェクト」という。）に係る実証実験を支援し、もって泉南市における住民サービスの向上及び地域の活性化に資することを目的とする。

（補助金の交付）

第3条 本市は、課題解決を図る民間事業者等のプロジェクトに対し、民間提案制度（実証実験型）実施事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱の定めるほか、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程（昭和48年12月17日規程第2号）（以下「規程」という。）の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- （1）前条のプロジェクトの実証実験を泉南市内において実施する民間事業者等
- （2）泉南市民間提案制度（実証実験型）において採用通知を受けた者

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となるプロジェクトは、次の（1）～（4）に掲げる要件のいずれかに該当するもので、実証実験終了後における事業実装時期の目途が明らかであるものとする。

- （1）物販、飲食、サービス提供等を通じた本市の地域課題に寄与するプロジェクト
- （2）シティプロモーションや誘客を通じた本市の地域課題に寄与するプロジェクト
- （3）健康、福祉、環境、教育等本市が抱える行政課題に寄与するプロジェクト
- （4）その他、本市における地域課題や行政課題の解決の一助となるプロジェクト

（補助対象経費）

第6条 補助金の補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 設備・備品費（実証事業の実施に必要な設備備品の購入又はリースに要する経費（購入の場合は、交付対象事業費の5割以内））
- (2) 消耗品費（実証事業の実施に必要な物品の購入に要する経費）
- (3) 謝金（実証事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金等）
- (4) 外注費、保守費、改造修理費（実証事業の実施に必要な開発設計に伴う経費、データの分析に必要な経費等）
- (5) 通信運搬費（実証事業の実施に必要な物品の運搬費やデータ通信費等）
- (6) 広報活動費（実証事業の実施に必要な広告宣伝費等）
- (7) 交通費（実証事業の実施に必要な国内の交通費等）
- (8) 賃借料（実証事業の実施に必要な施設、土地及び実証事業の実施に必要な物品をレンタルする場合に要する経費等）

（補助率及び補助金の上限額）

第7条 補助率は、対象事業1件あたり補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の上限額は、対象事業1件あたり2,500千円とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を市長の指定する日までに提出しなければならない。ただし、申請の受付については、予算額に達したときをもって終了とする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支計画書（様式第2号）
- (3) 市税納付に関する誓約書（様式第3号）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要とする書類

（交付の決定及び条件）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 泉南市の他の補助金等の支援を受ける事業でないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める条件。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第 1 項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）があったときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付変更申請書（第 6 号様式）

(2) 変更内容がわかる書類

2 市長は第 1 項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金交付変更決定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(検査等)

第 11 条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、関係書類の検査を行うものとする。

2 前項の検査にあたり、補助事業者は、検査に誠実に協力しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は、令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（第 8 号様式）

(2) 収支決算書（第 9 号様式）

(3) 補助事業を実施した状況がわかる写真

(4) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金交付確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、請求書（第 11 号様式）により補助金を請求することができる。

(概算払い)

第 15 条 市長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要であると認めるときは、第 7 条第 1 項に基づき決定された交付決定額を上限として、補助金の概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書（様式第 12 号）により請求するものとする。

3 概算払いを受けた者は、補助金の確定額が概算払い額を上回るときは、第 12 条の規定

により、その差額を請求することができる。

- 4 概算払いを受けた者は、補助金の確定額が概算払い額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(補助事業の報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度を初回として 5 年間、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 (様式第 13 号)
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付決定の取消し等)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定取消通知書 (第 13 号様式) により、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則に違反したとき。
- (3) 天変地異その他の事情により、補助事業が実施されなかったとき。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 8 条、第 13 条又は第 14 条により補助金の全額もしくは一部の返還が必要と認められる場合は、補助事業者に対し、補助金の返還請求を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により返還請求を受けた場合は速やかに返還しなければならない。

(公表)

第 19 条 市長は、補助事業の概要その他、第 1 条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(書類の保存)

第 20 条 補助事業者は、補助金を充当した事業に係る収入及び支出についての書類等を整備し、5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。